

令和3年度第15回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和3年11月8日

担当部・課：牡鹿総合支所地域振興課〔内線251〕

産業部水産課〔内線3515〕

| |
|--|
| ① 件名 |
| 石巻市鮎川漁港漁船上架施設の指定管理者の指定について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】</p> <p>鮎川漁港漁船上架施設は、平成26年4月から指定管理者制度を導入し、「牡鹿漁業協同組合」を指定管理者として管理運営を行ってきたが、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。</p> <p>【目的】</p> <p>効率的かつ効果的な運営を図るため、引き続き令和4年4月1日から同組合を指定管理者として指定するもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第321号） 石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例（平成25年条例第47号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p> <p>第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第2節 持続可能な漁業・水産加工業の振興 6 水産基盤の充実を図る</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>平成26年 4月 指定管理開始 令和 3年 9月 指定管理者の申請受付 10月 候補者の選定</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1 施設概要</p> <p>施設名：石巻市鮎川漁港漁船上架施設 所在地：石巻市鮎川浜出島5番地 施設機能：敷地面積 872.47㎡（県有地占用） 建物 鉄骨造り平屋建1棟（293.71㎡） 設備 軌道2線、電動ウインチ1機、漁船引揚台車8台、 電動式走行クレーン1機</p> <p>2 指定管理候補者及び選定方法</p> <p>(1) 選定候補者 牡鹿漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 信夫 （石巻市鮎川浜丁55番地）</p> <p>(2) 選定方法 非公募</p> <p>(3) 選定理由 当該施設は 牡鹿漁業協同組合が長年にわたり良好に管理しており、施設の特異性などについてのノウハウを有していることから、公募によらず、現在も施設の管理を受託している当組合を引き続き指定管理者として選定することで、利用者への迅速な対応が図られ、施設の円滑な運営が期待できる。</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）</p> |

| | | | |
|---|--------------------------|-------|--------|
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | | | |
| 【影響・効果】 漁業者との密接な関係を有する牡鹿漁業協同組合が当該施設を管理することにより、施設の円滑な運営と漁業環境及び漁業経営の改善・向上に寄与することができる。 | | | |
| 【市財政への負担】 なし | | | |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 | | | |
| | | | |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 | | | |
| 令和3年12月 | 市議会第4回定例会に指定管理者の指定について提案 | | |
| 令和4年3月 | 指定管理に係る基本協定の締結 | | |
| 4月 | 指定管理者による管理運営開始 | | |
| ⑨ その他 | | | |
| 利用件数（過去3ヵ年） | | | |
| 年 度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 |
| 5トン未満 | 58件 | 75件 | 67件 |
| 5トン以上 | 72件 | 75件 | 81件 |
| 合 計 | 130件 | 150件 | 148件 |